毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規

則

○福島県公立大学法人の業務運営並 びに財務及び会計に関する規則の 一部を改正する規則

○福島県特定非営利活動促進法施行 ○福島県職業訓練手当支給規則の 部を改正する規則 細則の一部を改正する規則

訓

○職員の駐在及び駐在員の服務等に 関する規程の一部を改正する訓令

八

福島県企業局

○福島県企業職員の駐在及び駐在員 の服務等に関する規程

○福島県議会事務局文書等管理規程

福島県議会

の一部を改正する訓令

則

福

当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規 福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則及び福島県職業訓練手

平成二十四年三月二十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第二十六号

改正する規則 福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を

規則第五十四号)の一部を次のように改正する。 福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 (平成十八年福島県

第九条中「第一章第八十四」を「第一章第八十五」に改める。

この規則は、 公布の日から施行する

(私学・法人課)

福島県規則第二十七号

福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する。 福島県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年福島県規則第九十四号) の一部を次

を第三十一条とする。 人」の下に「、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人」を加え、 第二十条中「第十八条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、 「特定非営利活動法 同条

を第三十条とする。 人」の下に「、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人」を加え、 第十九条中「第十七条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、 「特定非営利活動法 同条

仮認定特定非営利活動法人」を加え、同条を第二十九条とし、同条の前に次の八条を加 を加え、同条第二号中「特定非営利活動法人」の下に「、認定特定非営利活動法人又は 非営利活動法人」の下に「、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人」 第十八条中「第十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条第一号中

える。

第二十一条 法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人認定申請書 式第十八号) とする (認定特定非営利活動法人認定申請書

(様

認

(認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書)

第二十二条 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、 定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書(様式第十九号)とする。

(認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)定款変更認証提出書)

第二十三条 条例第二十三条第一項(条例第二十九条において準用する場合を含む。) 出書(様式第二十号)とする。 の提出書は、認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)定款変更認証提

(認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)代表者変更届]

第二十四条 条例第二十四条(条例第二十九条において準用する場合を含む。) 書は、認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)代表者変更届 一十一号)とする。 の届出 (様式第

(認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)役員報酬規程等提出書等)

第二十五条 条例第二十六条第一項(条例第二十九条において準用する場合を含む。) の提出書は、認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)役員報酬規程等 提出書(様式第二十二号)とする。

﹑認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)助成金支給概要提出書等﹐

第二十六条 条例第二十六条第三項(条例第二十九条において準用する場合を含む。) 持出しを行う場合にあっては認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人) 特定非営利活動法人)助成金支給概要提出書(様式第二十三号)、海外への送金又は の提出書は、助成金の支給を行った場合にあっては認定特定非営利活動法人(仮認定

報

(仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書)海外送金等概要提出書(様式第二十四号)とする。

認定特定非営利活動法人仮認定申請書(様式第二十五号)とする。第二十七条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、仮

(認定特定非営利活動法人 (仮認定特定非営利活動法人) 合併認定申請書)

(様式第二十六号)とする。の申請書は、認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)合併認定申請書の申請書は、認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)合併認定申請書条第五項において準用する法第四十四条第二項及び法第六十三第二十八条 法第六十三条第五項において準用する法第四十四条第二項及び法第六十三

第十七条を削る。

とする。とする。(様式第十三号)を「様式第十七号」に改め、同条を第二十条合を含む。)」を加え、「様式第十三号」を「様式第十七号」に改め、同条を第二十条合を含む。)

同条を第十九条とする。 おいて準用する条例第四条第一項」に、「様式第十二号」を「様式第十六号」に改め、おいて準用する条例第四条第一項」に、「様式第十二条第二項」を「条例第十八条に第十五条中「法第三十九条第二項で準用する法第十三条第二項」を「条例第十八条に

め、同条を第十七条とする。第十三条中「第十二条」を「第十六条」に、「様式第十号」を「様式第十四号」に改第十四条中「様式第十一号」を「様式第十五号」に改め、同条を第十八条とする。

第十条中「第十条第一項」を「第十四条第一項」に、「様式第七号」を「様式第十一二号」に改め、同条を第十五条とする。第十一条中「第十条第二項」を「第十四条第二項」に、「様式第八号」を「様式第十

福

- 第1条中「第九条」を「第十三条」に、「様式第六号」を「様式第十号」に改め、同一第九条中「第九条」を「第十三条」に、「様式第六号」を「様式第十号」に改め、同条を第十四条とする。

(費用負担) 条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。 第九条中「第九条」を「第十三条」に「「材式第六号」を「材式第十号」に改め

第十二条 条例第十二条(条例第二十七条(条例第二十九条において準用する場合を含第十二条 条例第十一条第二項(条例第二十七条(条例第二十九条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の知事が定める額は、別表のとおりとする。 か。)において準用する場合を含む。)の知事が定める額は、別表のとおりとする。 か。)において準用する場合を含む。)の知事が定める額は、別表のとおりとする。 か。)において準用する場合を含む。)の知事が定める額は、別表のとおりとする。 か。)において準用する場合を含む。)の知事が定める額は、別表のとおりとする。

第八条を第十一条とし、同条の前に次の二条を加える。

| 第九条 条例第八条第一項(条例第二十九条において準用する場合を含む。)の提出書| (定款変更登記事項証明書提出書)

(事業報告書等提出書)は、定款変更登記事項証明書提出書(様式第七号)とする。

第十条 条例第十条第一項及び第二十二条第一項(条例第二十九条において準用する場第十条 条例第十条第一項及び第二十二条第一項(条例第二十九条において準用する場

条とする。 て準用する場合を含む。)」に、「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第八て準用する場合を含む。)」に、「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第八第七条中「第五条」を「第七条第一項及び第二十一条第一項(条例第二十九条におい

第四条中「法第十三条第二項」を「条例第四条第一項」に、「様式第二号」を「様式む。)」に、「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条を第六条とする。第五条中「第三条」を「第五条第一項(条例第二十九条において準用する場合を含第六条中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第七条とする。

第三号」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

附則の次に次の別表を加える。
る場合を含む。)の規定による補正は、補正書(様式第二号)により行うものとする。
第四条 法第十条第三項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用す

(第十二条関係)

_	_	1 7	
公文書の写しの送付に要する費用	一以外の方法による写しの交付	きさの用紙によるものに限る。) ・ 複写機(乾式間接静電式のものに限る。) 列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。) 列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。) 写機を除く。) による写しの交付(日本工業規格A写機を除く。) による写しの交付(日本工業規格A写機を除く。) による写しの交付(日本工業規格A写機を除く。)	区分
る費用に相当する額当該写しの送付に要す	る費用 当該写しの作成に要す	一枚につき三十円	金額
	三 公文書の写しの送付に要する費用 当該写しの送付に要す		A のものに限る。) のものに限る。) のものに限る。)

渉≾第一号中 「4 定款に記載された目的」→ 「4 県の区域外に設置する事務所の 5 定款に記載された目的

に改め、同様式備考を次のように改める。

- ている場合に記載すること。 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置し
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

とし、同様式の次に次の九様式を加える 人及び仮認定特定非政利活動茁入」に改め、同様式備考を削り、同様式を様式第十七号 人」や「及び第64条第1項の規定により、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法 **潍恜無十三吹中「第16条関係」や「第20条関係」以、「に規定する特定非営利活動法**

様式第18号 (第21条関係)

福島県知事

年 耳 Ш

電話番号 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 (11)

認定特定非営利活動法人認定申請書

で申請します。 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第44条第1項の認定を受けたいの

設立年月日 事業年度

過去の法人認定の有無

過去の法人認定又は仮認定の取消しの有無 (有の場合) 取消年月日

収消しの理由

- 法第45条第1項第1号に定める基準の適合性
- 法第45条第1項第1号イに定める基準の適合性 有・無
- 法第45条第1項第1号ロに定める基準の適合性 有・無 特定非営利活動促進法施行令第5条第2項に定める基準の適合性 有・無
- 現に行っている事業の概要
- 県の区域外に設置する事務所の所在地

備光

- 「法人認定」とは、法第44条第1項の認定をいう。
- 仮認定」とは、法第58条第1項の仮認定をいう。
- 「過去の法人認定の有無」及び「過去の法人認定又は仮認定の取消の有無」

には、該当するものに○を付けること。

- 付けること。 「法第45条第1項第1号に定める基準の適合性」には、該当するものに○を
- ている場合に記載すること。 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置し
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

様式第19号 (第22条関係)

福島県知事

代表者の氏名

年

田

Ш

主たる事務所の所在地

(1)

電話番号

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

受けたいので申請します。 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第51条第3項の有効期間の更新を

뺍

- 設立年月日
- 法人認定の有効期間
- 法人認定の有効期間満了日の6月前の日
- 法人認定の有効期間満了日の3月前の日
- 事業年度
- 法第45条第1項第1号に定める基準の適合性
- (1) 法第45条第1項第1号イに定める基準の適合性 有・無
- 特定非営利活動促進法施行令第5条第2項に定める基準の適合性 有・無
- 法第45条第1項第1号ロに定める基準の適合性 有・無
- 現に行っている事業の概要
- 県の区域外に設置する事務所の所在地

- 「法人認定」とは、法第44条第1項の認定をいう
- ている場合に記載すること。 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置し
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

様式第20号(第23条関係)

福島県知事

年

 \blacksquare

Ш

名萃

推撒

電話番号 主たる事務所の所在地 代表者の氏名

認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)定款変更認証

ので、同法第52条第2項(第62条において準用する同法第52条第2項)の規定に基 びき提出します。 特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款変更の認証を受けた

쀤

法人認定の有効期間

- 変更の内容 変更の認証の年月日
- 県の区域外に設置する事務所の所在地

様式第21号(第24条関係) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

ている場合に記載すること。

「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置し

「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。

福島県知事

年

田

Ш

代表者の氏名

(11)

主たる事務所の所在地

電話番号

条において準用する同法第53条第1項)の規定に基づき届け出ます。 下記のとおり代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項 認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)代表者変更届 (第62

異動年月日

変更後の代表者の氏名及び住所

- 変更前の代表者の氏名及び住所
- 県の区域外に設置する事務所の所在地

備光

「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置し

ている場合に記載すること。

(11)

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること、

様式第22号(第25条関係)

福島県知事

代表者の氏名

年

国

Ш

主たる事務所の所在地 電話番号

認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)役員報酬規程

法第55条第1項)の規定に基づき提出します。 規程等について、特定非営利活動促進法第55条第1項 前事業年度((第62条において準用する同 日までの)役員報酬

法人認定 (仮認定) の有効期間

県の区域外に設置する事務所の所在地

備考

- 4号までに掲げる書類をいう。 「役員報酬規程等」とは、特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第
- 「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう
- 「仮認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定をいう。
- ている場合に記載すること。 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置し
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

様式第23号(第26条関係)

福島県知事

代表者の氏名

年

田

Ш

主たる事務所の所在地

(4)

電話番号

認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)助成金支給概

(第62条において準用する同法第55条第2項)の規定に基づき提出します。 下記のとおり助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項

法人認定 (仮認定) の年月日 法人認定 (仮認定) の有効期間

쀤

大給日

支給対象者 支給金額

助成対象の事業等

備考

「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。

「仮認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定をいう。

用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 番とすること。 「助成対象の事業等」には、事業等の内容を具体的に記載すること。

様式第24号 (第26条関係)

福島県知事

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)海外送金等概

活動促進法第55条第2項(第62条において準用する同法第52条第2項)の規定に基 づき提出します。 下記のとおり海外へ送金(金銭の持ち出し)を行う(行った)ので、特定非営利

뺍

法人認定 (仮認定) の年月日

法人認定 (仮認定)の有効期間

金額

使途

予定日 (実施日)

備考

「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。

「仮認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定をいう。

° را ال 定日(実施日)」には、海外への送金又は金銭の持出しを行った日を記載する 災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、|予

> 様式第25号 (第27条関係) 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とするこ

福島県知事

件

国

Щ

代表者の氏名

(4)

主たる事務所の所在地

電話番号

仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書

特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定を受けたいので申請します。

設立年月日

事業年度

過去の法人認定の有無 有・無

件

旦

Ш

過去の仮認定の有無 有・無

現に行っている事業の概要

県の区域外に設置する事務所の所在地

備考

「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。

「仮認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定をいう。

は、該当するものに○をつけること。 「過去の法人認定の有無」及び「過去の法人認定又は仮認定の取消の有無」

ている場合に記載すること。 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置し

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

様式第26号 (第28条関係)

福島県知事

認定特定非営利活動法人)の名称 合併しようとする認定特定非営利活動法人(仮

年

田

Ш

代表者の氏名

E

主たる事務所の所在地

電話番号

認定特定非営利活動法人)でない特定非営利活 合併しようとする認定特定非営利活動法人(仮

代表者の氏名 動法人の名称 主たる事務所の所在地

(11)

特定非営利活動促進法第63条第1項(第63条第2項)の認定を受けたいので申請 認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)合併認定申請書

合併後存続する(合併によって設立する)特定非営利活動法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

県の区域外に設置する事務所の所在地

法人認定(仮認定)の有効期間 法人認定(仮認定)の年月日

合併の効力の生じる日又は生じた日

業の概要 合併しようとする認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)の事

い特定非営利活動法人の事業の概要 合併しようとする認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)でな

備光

福

ている場合に記載すること。 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置し

「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。

「仮認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定をいう。

様式第十二号中「第15条関係」を「第19条関係」に、「合併の」を「

併

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

田にゆ伴の」に改め、同様式を様式第十六号とする。

県の区域外に設置する事務所の所在地 定款に記載された目的 | に改め、同様式備考を次のように改め

同様式を様式第十五号とする。

備考

ている場合に記載すること。 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置し

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第九号中「総12※쨆涿」を「総16※ح涿」に改め、同様式を様式第十三号とする。 様式第十号中「第13※圏涿」を「第17※圏涿」に改め、同様式を様式第十四号とする。

> 様式の前に次の三様式を加える。 様式第六号中「왦9米圏底」を 様式第七号中「왦10%圏系」を「第14%圏系」に改め、同様式を様式第十一号とする。 様式第八号中「왦11米圏孫」を 「総15米圏系」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第7号(第9条関係)

福島県知事

代表者の氏名

年

田

Щ

電話番号 主たる事務所の所在地

定款変更登記事項証明書提出書

て適用する同法第25条第7項)の規定により提出します。 法第25条第7項((第62条において準用する同法)第52条第1項において読み替え 日に定款変更の登記が完了したので、特定非営利活動促進

様式第8号(第10条関係 備考 用紙の大きさは、 日本工業規格 A列 4番とすること

福島県知事

主たる事務所の所在地 代表者の氏名

年

 \blacksquare

Ш

電話番号

事業報告書等提出書

法)第52条第1項において読み替えて適用する同法第29条)の規定により提出しま 業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条((第62条において準用する同 前事業年度(日まで) の事

無光

報告書等をいう。 「事業報告書等」とは、特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 番とすること

様式第9号(第11条関係)

福島県知事

年 Ш Ш

請水者 住所又は所在地 氏名又は名称

郵便番号

(代表者の氏名)

絡

(電話番号

閲覧又は謄写請求書

により、次のとおり請求します。 特定非営利活動促進法第30条 ((第62条において準用する同法) 第56条) の規定

* 特定非営利活動法人の名称 非営利活動法人、認定特定 閲覧又は謄写を求める書類 非営利活動法人又は仮認定 閲覧又は謄写を求める特定 B Ø X 匨 0 七 法 週週週週 謄写 ((1)窓口での交付 (2)郵送等による交付)

推進光

求める公開の方法の欄は、希望する番号を○で囲むこと

様式第五号中「辮7※躩涿」を「辮8※躩涿」に改め、 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 番とすること。 「第25条第6項」の次に

25※※6点)」を加え、同様式を様式第六号とする。 様式第四号中「第6※圏孫」を「第7※圏孫」に改め、同様式を様式第五号とする。 ((第62条において準用する同法)第52条第1項において読み替えて適用する同法第

澏)」を加え、同様式を様式第四号とする。 62条において準用する同法)第52条第1項において読み替えて適用する同法第23条第1 様式第三号中「第5条関係」を「第6条関係」に、「第23条第1項」の次に「((第

様式第二号中「第4条関係」を「第5条関係」に、 様式第一号の次に次の一様式を加 「設立の」を「

様式第2号(第4条関係)

件 耳 Ш

福島県知事

申請者 住所又は居所

(III)

電話番号

おり補正します。 項(第34条第5項)において準用する同法第10条第3項)の規定により、下記のと て軽微な不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項(第25条第5 日に提出した申請書又は当該申請書に添付した書類につい

뺍

補正の内容

補正の理由

を記載すること。 「補正の内容」には、補正後と申請時との記載の違いを明らかにした対照表

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

1

2 定非営利活動促進法施行細則の規定に基づき提出された届出書とみなす。 正前の規則」という。)の規定に基づき提出されている届出書は、改正後の福島県特 この規則の施行の際現に改正前の福島県特定非営利活動促進法施行細則

3 所要の調整をして使用することができる。 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、

(文化振興課)

福島県規則第二十八号

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

改正する。 福島県職業訓練手当支給規則(昭和三十九年福島県規則第二号)の一部を次のように

第七条第一項中「応じて」を「応じ、四十日分を限度として」に改める

2

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

以後に第三条第一項に規定する支給対象者となった者について適用し、 に規定する支給対象者となった者については、なお従前の例による。 改正後の福島県職業訓練手当支給規則第七条第一項の規定は、この規則の施行の日 同日前に同項

産業人材育成課)

に従事する職員

訓

令

福島県訓令第十二号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め

平成二十四年三月二十七日

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県知事

佐

藤

雄 平

地の二

(飯舘村)

福島市飯野町字後川

一〇番

の一部を次のように改正する。 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)

別表市町村の広域連携の支援に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加え

設定された市町村 域がその区域内に 緊急時避難準備区 づく警戒区域、計 別措置法(平成十 支援に関する業務 の帰還及び復興の 画的避難区域又は 原子力災害対策特 六号)の規定に基 年法律第百五十

二七番地 (南相馬市) 南相馬市原町区本町二 丁目

報

る。

番地 伊達郡川俣町字五百田 (川俣町)

苗代替三五番地 (広野町) 双葉郡広野町大字下北迫字

三番地一号(楢葉町) いわき市中央台飯野三丁目

番地五(富岡町) 郡山市大槻町字西ノ宮四八

村) 早渡一一番地の二四 双葉郡川内村大字上川内字 (川内

会津若松市追手町二番地四 (大熊町)

埼玉県加須市騎西五九八番

町村の帰還及び復興の支援に関 域がその区域内に設定された市 規定に基づく警戒区域、計画的 すること 避難区域又は緊急時避難準備区

原子力災害対策特別措置法の

機

地一

(双葉町)

堀田二八七番地一(葛尾村)田村郡三春町大字貝山字井

番地一 (浪江町) 一本松市郭内一丁目

一九六

先 庁 機 関関

出本

附 則

この訓令は、 平成二十四年四月一日から施行する。

(行政経営課

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程をここに公布する

福島県企業局管理規程第2号

福島県知事

在 蒸

推 + 平成24年 3 月27日

(職員の駐在) 福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程

第1条 管理者は、福島県企業局組織規程(昭和44年福島県企業局管理規程第1号)第

第2条 条件等に関する規程(昭和44年福島県企業局管理規程第3号)第2条に規定するとこ ては、この規程に定めるもののほか、福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務 業の推進に係る業務に従事させるものとする 年福島県条例第1号)第1条第1項に規定する公営企業の業務に従事する職員(以下 2条第1項に規定する本局に所属する福島県公営企業の設置等に関する条例(昭和44 「企業職員」という。)を白河市昭和町269番地に駐在させ、白河複合型拠点整備事 前条の規定により駐在する企業職員(以下「駐在員」という。)の服務につい

第3条 駐在員は、毎月10日までに、前月分の勤務状況報告書(第1号様式)を所属長 ろによる。 に提出しなければならない。

第4条 駐在員は、その駐在の場所に、次に掲げる簿冊を備え、常時これを整理してお

福 島 県 報 平成24年3月27日 火曜日 号外第15号 10 注 駐在員が2人以上の場合には、上席者が他の駐在員の分を取りまとめ、整理すること。 第3号様式(第4条関係) 郵 便 切 手 等 受 払 補 助 簿 物管権印品理者 摘要 種別 個数 巻の巻 丑 金額 丑 赵 900年) 金額 丑 * 受領 現在 田

福島県議会訓令第一号

福島県議会

福島県議会事務局文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福島県議会事務局

(経営企画課)

この訓令は、平成二十四年三月二十七日から施行する。

平成二十四年三月二十七日

福島県議会議長 斎 藤 健 治

ように改正する。 福島県議会事務局文書等管理規程(平成十三年福島県議会訓令第四号)福島県議会事務局文書等管理規程の一部を改正する訓令 の一部を次の

附 則 「人をいう。以下同じ。)」を削り、 信ネットワークをいう。)の電子文書交換システム ワーク(地方公共団体の組織内情報通信ネットワークを相互に接続した広域的な情報通 第十八条の二の見出し中「実施等」を「実施」に改め、同条中「又は総合行政ネット 「電子文書等」を「電子文書」に改める。 (文書等を電子的に交換するシステ

総 務

課

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。